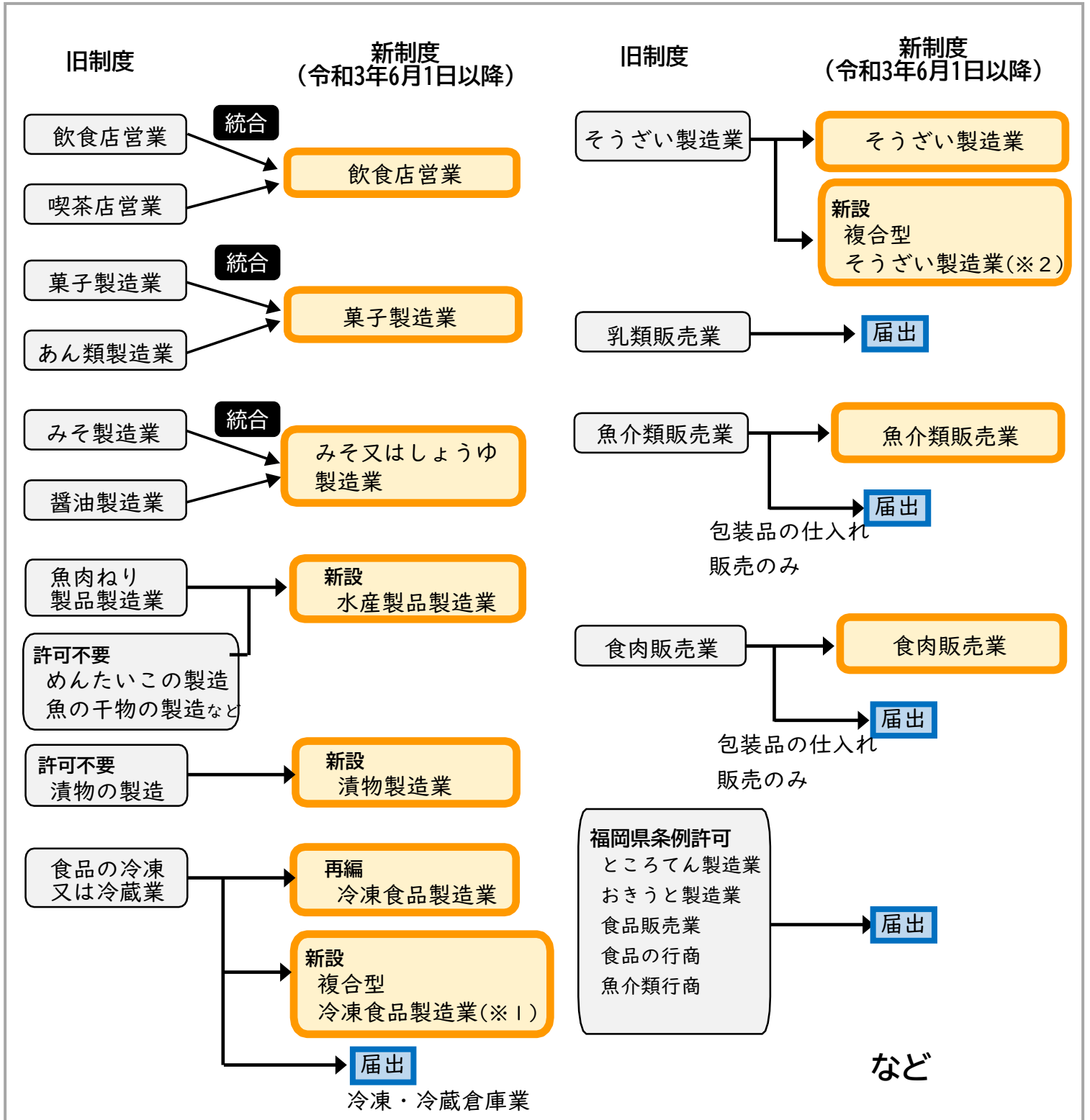


旧制度の許可から新制度の許可への移行

- 新制度における許可の具体的なイメージを以下に例示しています。
- 営業施設で行う作業や取り扱う食品等の内容によってはこのとおりにならない場合があります。詳細は、営業施設が所在する区の衛生課にご相談ください。



※1 HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、冷凍食品製造業と併せて、食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）若しくは麺類製造業に係る食品の冷凍品を製造する営業

※2 HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、そうざい製造業と併せて、食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）若しくは麺類製造業に係る食品を製造する営業